

第6章 大綱・基本方針

第1節 大綱

郡山城は、織豊期の築城以来、江戸時代を通じて、武家政権による畿内統治の要所として整備拡充された城郭である。明治に廃城した後は、学校や神社、公園等として地域の発展や交流の場に供され、今日も大和郡山市のシンボルとして親しまれている。また、城郭に伴う街路や水路の多くは現在の都市にも継承され、大和郡山市の基盤となっている。郡山城跡には今なお学ぶべき知恵や技術が多く、城跡が有する魅力は地域の求心力となり、地域の賑わいを活性化するにあたり高い潜在的価値を有している。このような郡山城跡の重層的な歴史性や特性を踏まえて、将来にわたって史跡を保存活用するためには、第4章で明らかにした史跡の本質的価値に基づいた、計画的で実効性がある取り組みを推進する必要がある。

このことから、史跡郡山城跡にかかわる調査研究・保存管理・活用・整備・運営体制について、次のとおり4つの柱からなる大綱を示す。

**まちの故郷の礎・都市の標である郡山城跡を、
学び、守り、活かして、ともに未来へ。**

- ①調査研究を深めて、郡山城跡の歴史的価値をさらに磨き上げる。
- ②郡山城跡の本質的価値を、確実に保存し活用することで、次世代に継承する。
- ③来訪者が安全快適に郡山城跡の魅力を感じられる歴史空間に整備する。
- ④市のシンボル、活気あふれるまちづくりの拠点として、持続的に保存活用する。

第2節 基本方針

(1) 調査研究

史跡の総合的な調査研究を推進して、本質的価値の向上と、郡山城をめぐる人々の営みや歴史の解明を目指す。調査を計画的・学際的に実施することで、研究成果の深化と、活用に有効な資料化に結びつける。

- ・史跡指定地内の地下遺構の調査を、計画的に実施する。
- ・総構え内（指定地外・周知の埋蔵文化財包蔵地）の地下遺構の調査を継続する。
- ・過去に実施した調査成果を整理・検証して、積極的に公開する。
- ・石垣の調査を継続し、より精度が高い資料化に発展させる。
- ・先端技術を積極的に導入して、調査技術の研鑽と活用に供する資料化に努める。
- ・関連機関との連携を深めて、調査精度の向上に努める。
- ・史跡に関連する文化財や史料の調査を進めて、史跡を学際的に研究する。

(2) 保存管理

郡山城跡の本質的価値を確実に保存して将来に継承することを基本とし、石垣や土坡等の本質的価値を構成する要素の保全を最優先する。城下町や武家屋敷地を含めた総構えの範囲についても、城郭に関連する歴史遺産の包括的な保護を図り、史跡指定地と一体的な良好な景観の保全を目指す。

また、都市公園として、史跡を保存した上でその価値を体感できる魅力ある歴史空間の形成を目指し、来訪者が安全快適に利用できるように管理を継続する。

- ・史跡指定地内の毀損の危険性が高い遺構について、現況を詳細に記録し、修理等の保存措置をとる。定期的な観察により、毀損の兆候を早期に発見する。
- ・本質的価値を構成する要素に毀損が生じた場合は、速やかに修理に取り組む。
- ・指定地内の公有化を進めて、史跡を確実に保全する。
- ・史跡指定地外にある重要遺構について、史跡に追加指定して保護を図る。
- ・水系を整理し、排水環境の向上を図って史跡の保全に供する。
- ・堀は歴史的な方法に基づき浚渫等の管理方法を検討し、水質改善や安全管理に努める。
- ・指定地内の植栽について、史跡を保全して良好な歴史空間を形成するための管理方針を定め、良好な植栽環境を管理する。
- ・都市公園としての良好な環境を維持するために、関係機関と連携して管理に努める。
- ・指定地内に所在する文化財建造物や再建城郭建築等の本質的価値に準ずる価値を有する要素についても、現状を適切に維持管理する。

(3) 活用

史跡の本質的価値に基づく歴史遺産としての活用を根幹とする。石垣や堀など、史跡の本質的価値を構成する要素を間近で体感しながら、歴史を学び、追体験できる活用を促進する。史跡に負荷がかからない方法を基本として、史跡の確実な保全と積極的な活用の両立を図る。

史跡を地域活性化の拠点と位置付け、史跡指定地と総構え内、特に城下町が連動する包括的な活用を目指す。活用を通じて、市民が郡山城跡を市のシンボルとして誇りに思い、愛着を深めることで、シビックプライドの醸成に結びつける。

- ・史跡への来訪者が、本質的価値を正しく理解しながら、歴史を体験できる活用を推進する。
- ・史跡の本質的価値を活かし、学校教育や生涯学習で学びの素材として活用する。
- ・都市公園の基本方針でもある、市民の憩いの場、レクリエーションの場、交流の場としての活用を促進する。
- ・地域の賑わい促進、観光振興、学習拠点、健康増進など、多様な価値観からの活用に積極的に応じて、豊かなまちづくりの拠点とする。
- ・積極的に活用を促すことで、史跡の価値への理解を深めながら、史跡保存の機運醸成を促す。

(4) 整備

保存管理と活用の基本方針に基づき、本質的価値を確実に保存し、維持管理を継続しながら、来訪者が安全に史跡内を周遊して本質的価値を理解し体感できる環境の整備を目指す。

史跡の本質的価値の保存を最優先とした上で、都市公園として求められる空間や機能とのバランスが取れた整備を検討し、史跡と都市公園が調和する魅力ある歴史空間の整備を目指す。

- ・変形が進み危険性が高い石垣や土坡の修復を優先して取り組む。
- ・本質的価値を構成する要素を持続的に保存管理するために、植栽や排水の環境を整備する。
- ・史跡の本質的価値に悪影響を及ぼす植栽や放置工作物について、除去等の適切な整備に取り組む。植栽については、遺構への影響を優先しながら、景観や都市公園としての機能にも配慮した管理方針を策定して、整備に当たる。
- ・来訪者が安全快適に史跡の価値を体感できるように、指定地内の動線環境を整える。
- ・サイン等による情報発信設備の充実を図るとともに、VR等の先端技術を用いたコンテンツを採用し、史跡の理解促進や魅力向上を図る。
- ・史跡指定地内の歴史的な建造物を活用して、史跡の歴史的重層性を活かしながらガイダンス機能の向上を図る。
- ・調査・研究の蓄積に応じて、遺構の表示や復元的な整備を検討する。
- ・老朽化した既存施設について、保存管理と活用の基本方針に基づき更新や撤去等の措置をとり、史跡の魅力向上を図る。

(5) 運営・体制・連携

史跡の保存活用にあたり、管理団体である大和郡山市が中心となって持続可能で効果的な施策を実行できる適切な体制の構築を目指す。柳沢文庫をはじめ、史跡の所有者や管理者との連携を強化し、官民が一体となって史跡の継続的な保存体制を構築する。

保存活用事業にあたっては、学識経験者による委員会を設置して指導・助言を仰ぎ、国や奈良県の指導のもとで、確実に事業を推進する。

- ・大和郡山市まちづくり戦略課文化財保存活用係が史跡の保存活用事業や調査研究の中核を担い、公園、教育、観光等の関連部局との連携を強化して、史跡の確実な保存活用を実施する。
- ・柳沢文庫とは調査研究や活用面でも緊密に連携し、史跡の魅力の磨き上げや発信に取り組む。
- ・ボランティアガイド団体や郡山城跡を積極的に活用する市民団体と連携し、官民協働による保存活用の体制整備や担い手の育成に努める。
- ・奈良県や大学等の研究機関と連携を深めて調査研究を推進し、情報共有や共同研究、技術交流を通じて史跡の本質的価値の磨き上げに取り組む。

第7章 調査研究

第1節 調査研究の方向性

第5章でも述べたとおり、郡山城は、文献、石垣、地下遺構、考古資料を中心に既に一定の研究成果が蓄積している。今後の調査研究の方向性として、従来の調査研究を継続してさらに発展させることで郡山城跡が有する本質的価値の向上を図るとともに、城郭の歴史と、それをめぐる人々の営みの解明を目指す。

調査研究にあたっては、考古学、文献史学を中心に、土木工学や都市計画学等の多分野からなる学際的な調査研究を推進する。調査研究を積極的かつ計画的に進め、郡山城跡の本質的価値をさらに深化させて顕在化し、史跡が有する歴史性を人々が追体験できる保存活用に結びつける。あらゆる調査において、調査水準の向上と、活用に有効な資料化を目指し、先端的な調査技術を積極的に採用しながら技術の研鑽に努め、その成果を積極的に公開する。

第2節 調査研究の方法

(1) 地下遺構の調査の継続

史跡地内における地下遺構の発掘調査は、奈良県と大和郡山市が昭和54年から継続して実施している。史跡内での調査は令和5年度末時点で28件ある。しかし、その半数は学校施設等の建設に伴う調査で、計画的な学術調査は限られているため、調査の範囲や進捗状況には偏りがある。施設整備の機会が少ない毘沙門曲輪、常盤曲輪、玄武曲輪や、土地の利用方法が廃城後の早い段階で定着して以来大きな変化が少ない陣甫曲輪や薪蔵では、調査機会が少なく、地下遺構の様相が十分に把握できていない。史跡の保存活用を確実に推進するためには、調査が進んでいない範囲を中心として、計画的に地下遺構を調査して保存状態を確認する必要がある。特に、常盤曲輪は、頻繁に活用する機会がありながら整備が十分に進んでいないため、安全な動線の確保を求める意見も多いことから、地下遺構の状態を計画的に調査して把握し、整備に結びつける必要がある。その他の曲輪においても、地下遺構の状態把握が限定的であることから、整備の進捗に応じて計画的に地下遺構の確認調査を進める。また、玄武曲輪は人が立ち入る機会がほとんどない状態にあるが、地表に堀の痕跡等を観察できるように遺構が良好に残っているため、計画的に発掘調査を進めて整備することで、史跡の価値を向上することが可能である。

史跡指定地外は、本計画の対象範囲である総構えの全域が周知の埋蔵文化財包蔵地であり、開発に応じて発掘調査を実施している。しかし、指定地内よりも調査範囲はさらに限られ、遺構の実態や変遷がほとんど解明できていない。調査の機会を逃さず積極的に発掘調査を行うことで、地下遺構の把握に努めるとともに、重要な地下遺構は保存を働きかける。

発掘調査は地下遺構の破壊を伴うため、実施にあたっては必要最低限の調査で最大の成果が得られるよう、入念な計画と調査体制の確保が必要である。



天守礎石の発掘調査

(2) 既往の発掘調査の成果公開

過去に実施した発掘調査には、報告書が刊行されておらず調査成果が公開できていないものがある。概要報告の刊行にとどまり、調査成果が十分に公開できていない場合もある。現地調査後の整理作業の停滞が主な原因となっており、史跡の本質的価値の顕在化を妨げている。こうした調査は、可能な限り速やかに整理作業を進めて報告書を刊行し、成果を公開する。指定地内では、極楽橋・白沢門の調査や追手向櫓の調査が概要報告にとどまっている。指定地外では、五軒屋敷や墓地等の調査の成果が公開されていない。これら重要な成果が得られている調査について優先的に整理作業を進め、速やかな報告書の刊行を目指す。

県と市で調査範囲が重複または近接している場合もあるため、両機関の連携を強化して、情報を共有して精度が高い報告書作成を進める。

過去に報告されている調査成果についても、常に最新の調査成果に基づき再検証を行い、史跡の本質的価値をさらに磨き上げる。

(3) 石垣調査の継続・発展

石垣は郡山城跡の本質的価値の中でも最も価値が顕在化した遺構であるため、今後の保存活用において特に重要な遺構である。これまで実施した石垣の調査には、城内全域の転用石材調査や天守台の石材調査がある。また、石垣カルテを作成して分布と現状を把握している。天守台や白沢門櫓台では、解体修理を実施した際に詳細な調査を行い、背面構造を明らかにしている。総合調査で過去の石垣調査を総括して基礎分類を行なっている。しかし、詳細が調査できた石垣は限られており、総合的な編年の検討にはなお個別石垣の詳細調査を要する。

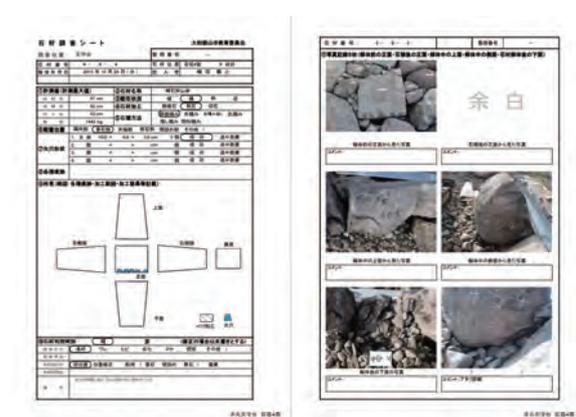


詳細記録を要する古相の石垣（本丸）

石垣を保存管理する上で、現況を正確に把握して個別石垣の構造や経年変化に応じて方法を検討する必要があるが、従来の調査では測量等の詳細調査が不足し、現況が十分に把握できていない。近年は気象の激化により不測の崩落が生じるリスクが高まっていることから、現況の詳細な記録を早急に作成して備える必要がある。石垣カルテや日常観察により危険度が高いと判断した石垣や、本丸石垣等の古相で重要度が高い石垣から、順次、詳細測量や三次元データ作成等を実施する。石垣調査を実施する際は、計測方法や画像化等に先端技術を積極的に用いて、最小限のコストで効果的に記録を作成するよう努める。

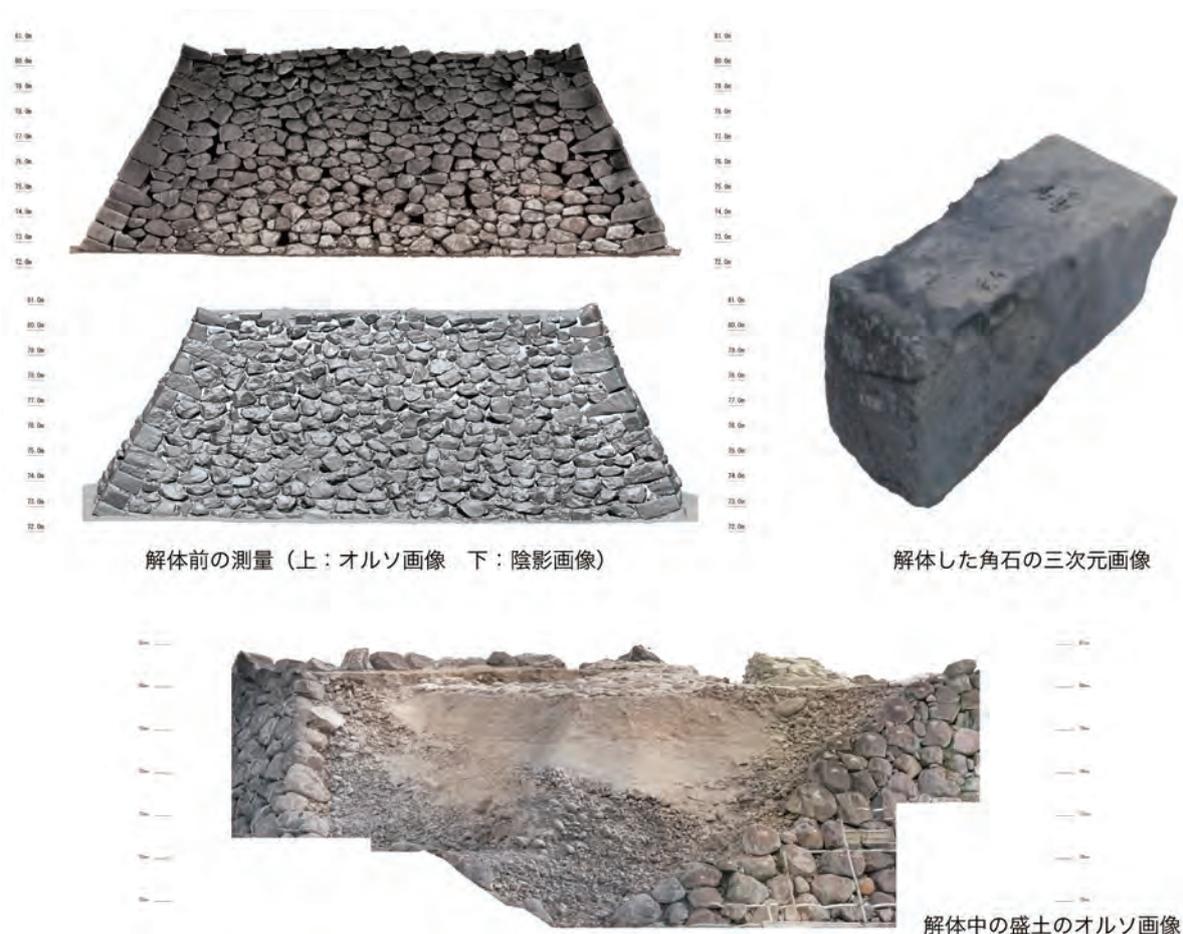


天守台石垣解体時の調査



石垣解体時の石材調査シート

石垣を保存するためにやむを得ず解体修理を実施しなければならない場合は、さらに詳細な現況調査を実施する。個別石材の詳細調査や背面構造の解明、修理の来歴、構築技法の把握等、可能な限り学術的な調査を行い、史跡の本質的価値の向上に供する。



解体前の測量（上：オルソ画像 下：陰影画像）

解体した角石の三次元画像

解体中の盛土のオルソ画像

図 7-1 石垣解体時の記録画像（天守台）

（４）学際的な調査・研究の推進

郡山城跡の本質的価値を向上するには、考古資料の調査研究の深化だけでなく、関連する様々な分野の調査研究の深化も欠かすことができない。調査研究を学際的に推進することで、史跡の価値をさらに顕在化し、今後の保存活用の基盤を拡張する。

文献史料の調査研究は、従来は柳沢文庫が中心になって進めてきた。市も市民から寄贈された古文書を多数所蔵し、また、平成 23 年から令和元年に実施した市内古文書調査では、市内各所に所蔵されている多数の古文書の中に、郡山城跡の研究に有効な古文書も存在していることが判明している。市も、こうした史料の調査を進めて成果を公開することで、史跡の価値をさらに向上することができる。中でも、市が所蔵する豊田家資料は柳澤藩政時代の家老格に関わる一級史料であり、優先的に整理作業を進めて目録を公開する。また、近代以降の城跡の実態についても不明な部分が多く、未知の史料が市内外にまだ存在している可能性がある。廃城後の史料についても収集や調査を進めて、郡山城の歴史的重層性を解明



関連する古文書の調査

する。文献史料の調査をリードしてきた柳沢文庫とは、緊密な情報共有や共同研究等を通じてさらに連携を深めて、相互の調査の精度向上を目指す。

城跡を確実に保存するためには、石垣や堀等の構造を、土木工学的な観点から分析し検討する必要がある。特に石垣は、本体の構造や背面の地質等を正しく把握することで、保存措置の精度を向上させることができる。これまでに史跡指定地内で発掘調査を実施した範囲は、指定範囲内でも限定的であるため、城郭全体における旧地形や造成状況を十分に把握できていない。地質調査等の工学的な調査を推進することで、遺構の構造体としての技術や特性を正しく解明するとともに、効果的な保存方法の確立に結びつける。郡山城跡の水系は、大部分が現在の市街地にも継承されている。城郭機能時の水系や、廃城後に変化した水系を調査することで、水系の変遷を正確に把握し、遺構の保存対策も結びつける。さらに、都市計画学の観点からも史跡を評価して、遺構の保存と本質的価値の向上に努める。

史跡指定地の周囲には、美術工芸品や町家建築など、郡山城に関連する文化財が多数ある。しかし、悉皆的な基礎調査が不足しているため、様相の把握が不十分である。令和4年から実施している市内美術工芸品基礎調査では、旧城下町の寺院で多くの貴重な彫刻や絵画を掘り起こしており、調査の進捗に応じて市の指定文化財が増加している。このような基礎調査を継続し、城下の研究の深化に結びつける。町家建築は近世に遡るものが少ないが、近代建築も含めると、まだ一定量が城下に残っている。こうした建造物は、城郭が近代以降に都市として発展する実態を知る上で貴重な資料であり、個別建築の調査を推進して価値を明らかにする必要がある。近年のリノベーションブームもあって再評価される建築も多く、機会を逃さず調査を進めて、郡山城の歴史的重層性の顕在化に供する。

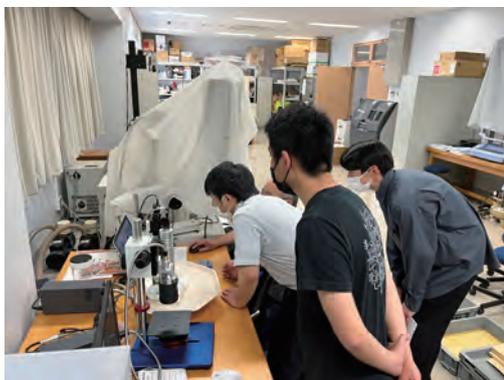


城下町寺院の美術工芸品調査

(5) 関連機関との連携

郡山城跡の学際的な調査・研究を推進するためには、大学や研究機関等と緊密に連携する必要がある。各種の調査において、相互に情報共有や資料提供、調査協力を積極的に進める。例えば、考古資料の調査では奈良県立橿原考古学研究所と、文献史料の調査では柳沢文庫と連携し、調査精度の向上や調査研究の発展を図る。瓦や彫刻等の個別資料についての調査では、その資料の特性に応じて、より専門的な研究を進めている大学との連携も図る。

また、学術的な研究会や保存技術の向上を図る団体に対して、資料やフィールドを提供し、調査研究を推進するとともに活用を促進する。



奈良大学での出土瓦化学分析

第8章 保存管理

第1節 保存管理の方向性

史跡郡山城跡の保存においては、史跡指定地内の本質的価値を構成する要素を確実に保存し、未来に継承することを基本とする。史跡指定地外の重要遺構の追加指定や、指定地内の公有化を進めて、郡山城跡の本質的価値の確実な保存を目指す。郡山城跡に関する調査・研究を推進することで本質的価値をさらに向上して、史跡指定地の適切な保存に結びつける。また、地域のシンボルとして継承されてきた歴史遺産を本質的価値に準ずる価値を構成する要素と位置づけ、本質的価値とともに価値の向上を図ることで、行政と地域や関係者が一体となった持続可能な史跡の保存管理体制の構築を目指す。

さらに、史跡指定地外である城下町や武家屋敷地を含めた総構えの範囲も含め、周知の埋蔵文化財包蔵地の調査及び保護措置の継続、関連する文化財の調査と保存を推進することで、郡山城跡の包括的な保護を目指す。

史跡指定地は市民のシンボルとして親しまれる都市公園でもある。史跡の本質的価値を確実に保存しながら、来訪者が安心快適に利用できるように、体制を整えて管理を継続する。指定地内に所在する、近代以降の城跡活用に伴う建造物等の歴史遺産についても、城跡の重層的な歴史を伝える要素として適切に管理する。

第2節 保存管理の方法

(1) 追加指定

史跡指定地外で史跡の本質的価値を構成する要素が保存されている箇所について、史跡への追加指定を行い、将来にわたって確実に保存する。

郡山城跡は丘陵上曲輪群の保存状態が特に良好であり、大部分が史跡に指定されている。しかし、二ノ丸や埋め立てられた蓮堀跡の一部が指定地外となっている。特に二ノ丸は近世以降に城郭の中枢施設を設置した、最も重要な曲輪の一つである。現在は学校用地となっているが、石垣や地下遺構が良好に保存されていることから、優先的に追加指定して遺構の保存を目指す。指定後は遺構の保存を最優先した上で、城跡を教育施設として積極的に誘致・活用した歴史性を踏まえた活用の方策を、学校とともに検討する。蓮堀跡は、都市公園計画においてもエントランスゾーンに位置付けており、本質的価値を発信しながら来訪者を史跡に誘うような空間の整備を検討する。

城郭中心部の東部に位置する低地曲輪群は、市街化が進んでいるため、遺構の保存状態が丘陵上曲輪群ほど良好ではない。しかし、柳門の石垣や蓮堀沿いの「三の丸緑地」内の土塁跡のように、城郭遺構が表出している部分がある。これらは追加指定の候補地として発掘調査を行い、保存状況を確認した上で追加指定を目指し、史跡への玄関口としての活用を検討する。

城下町や武家屋敷地は、機会に応じて積極的に発掘調査を実施して、地下遺構の保存状態の解明に努めるとともに、重要な遺構を確認した場合は追加指定の候補地とする。



学校として利用されている二ノ丸
(南上空から)

外堀に沿って構築された土塁は、ほとんどが市街化により削平されたため、往時の状態で良好に保存されている部分は限られている。良好な状態で保存されている土塁の遺構についても、追加指定の候補地として調査を進めて、保存状態に応じて追加指定を目指し、城跡の本質的価値を顕在化した空間としての活用を目指す。

(2) 公有化

史跡郡山城跡の保存に万全を期するため、土地所有者や占有者の権利を尊重しつつ史跡指定地の公有化を行う。指定地内の約5割が民有地だが、その中には柳沢文庫や柳澤神社が整備・維持管理して一般に公開している範囲が含まれる。公有化は、公益上必要となる場合を除き、柳沢文庫と柳澤神社による管理部分以外の箇所を優先的に進める。

陣甬曲輪は城内の主要動線を構成する重要な曲輪であるが、個人住宅が建ち並び、史跡の価値の共有や城郭構造の理解が難しい状態にある。宅地は石垣や堀に面することから、史跡の保存においても、住環境の維持においても、慎重な対策を要する箇所である。また、都市公園の計画においてもエントランスゾーンとして重視している地区である。機会に応じて公有化を進め、史跡の本質的価値に基づく整備や活用を目指す。

鷺堀と五軒屋敷堀は、ともに常時大量の水を湛えた堀跡だが、どちらも民有地であり、継続的な維持管理に苦勞する部分である。鷺堀は、二ノ丸の石垣に面していることに加えて、堀が準用河川であるため社会的にも万全の管理体制が求められている。五軒屋敷堀も、陣甬曲輪の石垣と近鉄軌道に挟まれていることから、慎重な維持管理が必要である。両堀跡ともに、遺構の保護上はもちろん、公益上も万全の保護体制を要する箇所であり、公有化を進めて継続的に保存管理する体制を構築する。



図 8-1 公園基本計画による陣甬曲輪整備イメージ
※『郡山城跡公園基本計画』(平成 31 年)より引用

(3) 本質的価値を構成する諸要素の保存管理

史跡指定地全体の保存を、確実かつ継続的に図る。史跡地と一体となって本質的価値を構成する要素である縄張り(曲輪群)、石垣、土坡、堀、地下遺構、地形については、史跡を構成する最も重要な要素である。これらは現状保存を原則とし、保存管理や整備活用以外を目的とする現状変更は行わない。

石垣については、目視による日常の観察、毀損につながる恐れがある樹木等の伐採や剪定による植栽管理を継続し、毀損の前兆を事前に把握することに努める。台風や大雨、地震等の自然災害については、発生後直ちに点検を行い、毀損の有無を把握する。毀損やその拡大の危険性が高い場合には、必要最小限の範囲で解体修理を実施して安定性を確保する。また、既に作成している石垣カルテに基づき、危険度が高い石垣や古い年代に構築されて重要性が特に高い石垣について、現況の三次元データや測量図を順次作成し、災害等の不測の事態に備える。石垣カルテについては、今後実施する測量調査や土質調査等の成果を踏まえて、内容を適時更新する。

土坡については、石垣と同様、日常的な観察や植栽の維持管理、災害時の点検等によって保存

を図る。植栽環境の悪化や経年の土砂流失、上部からの水の流入等、保存に支障があると判断できる場合には、本来の法面に影響がない方法による保護対策を講じる。植栽環境の悪化により土坡本来の形状が損なわれている場合においても、調査に基づき復旧等の保護対策を講じて、遺構の確実な保存を図る。

堀については、形状を構成する石垣や土坡と一体的に環境を整備して保護を図る必要がある。堀水の管理においては、上・下流域の影響を考慮しながら、城郭機能当時の排水状況を明らかにした上で、本質的価値に影響しない方法で浚渫などの管理行為を行い、水質環境の向上や安全管理に努めながら保存を図る。

曲輪や地形については、現状の形状を保存することを原則とする。ただし、廃城後に改変され本質的価値が損なわれている部分については、確認調査を行い、調査成果に基づいて復旧するなどして保存を図る。また、地下遺構については、保存活用のための整備に先立ち計画的に確認調査を実施して、範囲や保存状態を把握する。史跡整備や既存施設の更新や撤去にあたっては、地下遺構の保存を最優先とする。

これら本質的価値を構成する諸要素については、本計画に基づき「史跡郡山城跡整備基本計画」を策定し、計画的に整備を実施することで保存を図る。



史跡地と一体となり価値を構成する要素
(本丸石垣)

(4) 日常観察による毀損箇所の把握

史跡指定地内の見回りや草刈りといった維持管理を日常的に行い、毀損やその兆候、経年変化の早期把握に努める。毀損またはその兆候を発見した場合は、可能な限り迅速に拡大防止等の対応をとる。台風や地震等の災害時は、特に重点的に観察する。大雨の際には、降雨時の排水状況を観察して既存の排水系が適切に機能しているかを確認し、史跡の保存に必要な排水機能を保つための維持管理に努めつつ必要に応じて改修を図る。

こうした日常的な観察は大和郡山市と各管理者が協力して行うとともに、城内のボランティアガイドや一般来訪者からの情報提供も有効に活用して精度を高める。

(5) 指定建造物・近代建築・再建城郭建築の管理

指定建造物である旧奈良県立図書館（城址会館）については、別に保存活用計画を策定して、史跡の本質的価値に影響しない範囲・方法で、保存に必要な整備を実施し、適切に保存管理する。既に屋根や床、壁等の各部が毀損しており、定期的な観察による毀損の拡大の早期発見に努めるとともに、早急に抜本的な保存対策を講じる必要がある。

柳沢文庫本館や柳澤神社本殿等の近代建築については、文化財調査を進めて価値を明確化するとともに、日常的な利用の中で建物を観察して毀損の前兆を早期に把握し、小規模な毀損は修繕して維持管理する。

再建城郭建築については、日常的な観察で毀損の発生を早期に把握し、小規模な毀損は修繕して維持管理する。



適切な管理を要する再建城郭建築

(6) 植栽の日常的な維持管理

史跡指定地内は、既に都市公園整備事業により植栽が整備されている部分が多く、特に桜は城跡の景観として市民の意識に深く根付いている。「さくら名所100選」の地として市外にも認知度が高く、積極的に植樹が進められてきた。鷺堀や鰻堀を調整池として整備した際にも多くの桜を植樹している。また、松は城郭に由来する樹木として、指定地内に植樹されてきた。柳沢文庫が整備管理する毘沙門曲輪では、松を要所に配した庭園として植栽環境が整備され、落ち着いた城跡の景観を形成している。このように計画的に整備された植栽については、関係機関が連携して現状を維持管理して、来訪者が城跡の歴史を快適に体験して活用できるように努める。



適切な管理を要する植栽（桜）

史跡指定地は都市公園としても市のシンボル、市民の憩いの場としての空間形成や維持管理が求められている。第3章で述べたように、都市公園の基本計画によって、史跡の保存を前提とした公園としての植栽の整備方針が既に示されている。本計画の策定後、本計画により具体的に示した史跡の本質的価値の構成要素に基づいて、史跡の保存活用と快適な都市公園の形成との調和を目指した植栽管理方針を、公園部局とともに改めて策定する。

史跡指定地内で日常的に人が立ち入らない箇所には、植栽の管理が行き届いていない部分もある。特に堀底や土坡の法面は、雑草木が生い茂った箇所が多く、本質的価値の保存に深刻な影響を及ぼしている箇所もある。保存に影響する植栽については、遺構の保護を目的として、危険木の早期把握や伐採を進めて必要に応じて整備を検討する。

以上の状況を踏まえて、当面の史跡指定地内の植栽管理については、史跡の本質的価値の保護と顕在化を最優先とした上で、草刈りや剪定等の日常的な維持管理を継続して現状の植栽を適切に維持することを基本とする。公園や庭園として既に整備されている植栽は、既存の都市公園の植栽整備方針に準拠して、史跡の本質的価値に影響しないことを前提として、季節に適した植え替えや、枯死や樹勢の衰えに伴う補植を行い、魅力ある城跡の景観を維持する。

史跡の保護や来訪者の安全確保において危険となる植栽は、史跡の本質的価値や景観に影響しないことを前提に伐採等の安全対策を講じる。災害等により倒木した際は、速やかに来訪者の安全確保を図り、倒木の撤去や毀損した遺構の現状復旧を行う。

石垣付近の植栽について、石垣の変形の要因となっていることが明らかな樹木は、早急に伐採等の保護対策を検討する。石垣付近の樹木は、剪定により樹勢を必要最小限にとどめることで、石垣への悪影響を回避しながら維持管理する。石垣面の草木は定期的に清掃し、石垣への悪影響を最小限に抑える。

第3節 現状変更等の方針と基準

(1) 原則

史跡の本質的価値を構成する諸要素の保存に影響を与える行為や史跡の景観に悪影響を及ぼす行為については、原則として認めない。また、史跡指定地内に所在する奈良県指定文化財の旧奈良県立図書館（城址会館）について、これの本質的価値を構成する諸要素に影響を与える行為も同様である。

(2) 基本方針

史跡郡山城跡においては、史跡の保存や整備のための発掘調査、遺構の保存修理及び表示、史跡に相応しい景観形成のための植栽環境整備、防災施設の整備、既存建築物や工作物の改修または撤去を除いて、原則として現状変更を認めないことを基本方針とする。

発掘調査については、必要最小限度の範囲にとどめ、遺構の保存を原則とする。

整備においては、史跡の本質的価値を構成する遺構の保存を最優先し、史跡の本質的価値の理解と共有を目的とする。また、史跡の景観に十分に配慮した整備とする。防災施設については、史跡の本質的価値または公益上必要となる場合に限り、内容を勘案して、専門家の意見を踏まえて許可する。

石垣や土坡等の遺構の修理については、遺構の保存と来訪者の安全確保の両面の観点から、やむを得ない状態のものに限定し、必要最小限の範囲とする。

地形の形状変更については、現状維持を原則とする。ただし、史跡の本質的価値が大きく損なわれている場合に限り、調査を進めてその成果に応じて復旧することは可能とする。

史跡地内の植栽環境については、現状を維持管理するものとし、原則として新植を認めない。ただし、史跡としての景観形成や都市公園としての快適な空間の形成に必要となる、既に整備された植栽帯の季節に応じた植え替えや既存木の枯死等に伴う補植については、郡山城跡公園基本計画に基づき、かつ史跡の本質的価値及び景観に影響しないことを前提に検討する。史跡の保存に悪影響を及ぼす危険木の除去や、史跡地の景観を保全するために必要な支障木の伐採については、史跡の本質的価値に影響しない方法を前提に認める。また、史跡や公園としての整備計画に基づき進める整備において、芝張りや低い草木類の植え込み等の新植は、史跡の本質的価値と景観に影響しない方法を前提に専門家の意見を踏まえて認め、史跡の保存や来訪者の安全管理に必要な樹木の新植や既存樹木の整備地内での移植については、郡山城跡公園基本計画に基づき、かつ史跡の本質的価値及び景観に影響しないことを前提に検討する。

災害復旧については、遺構の保全や被害の拡大防止に必要な措置に限り、認める。

既存建築物や工作物は、史跡の本質的価値や景観に影響しない方法を前提として、撤去を認める。改修については、史跡の本質的価値や景観に影響しない方法を前提として、内容を勘案して検討する。

なお、史跡の本質的価値及び景観に影響を及ぼす行為については、軽微なものを除き認めないものとする。軽微なものであるかについては、具体的な行為の内容を勘案して判断する。

(3) 取扱基準

①現状変更等において文化庁長官の許可が必要な行為

史跡の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない（文化財保護法第125条）。

関係各省庁の長が史跡の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。各省庁の長以外の国の機関が、史跡の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ文化庁長官の同意を求めなければならない（文化財保護法第168条）。

上記の許可が必要な行為については、表8-1のとおりである。

②現状変更等において大和郡山市の許可が必要な行為

文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令（文化財保護法施行令第5条第4項）で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる（文化財保護法第184条）。（第125条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令※重大な現状変更等を除く）

上記の許可が必要な行為については、表8-1のとおりである。

表8-1 現状変更等の許可を必要とする行為

許可権者 (申請先)	根拠法令 行為の内容	具体的な例
文化 庁 長 官	<p>◆文化財保護法第125条第1項 現状変更、または保存に影響を及ぼす行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物その他工作物の新築、増改築、撤去 ・土地の形状の変更 ・発掘調査 ・樹木の植樹、抜根 ・保存・活用のための整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築、増築、改築、撤去 ・設置から50年を経過している工作物の改修 ・地形、土地の形質の変更、掘削 ・園路の新設、改修 ・樹木の新植 ・枯死した樹木の抜根 ・植生整備に伴う植樹、抜根、植え替え ・学術または整備に伴う発掘調査 ・遺構に負荷のかかる重量物搬入や通行 ・露出遺構の薬剤処理 ・史跡または公園の整備
大 和 郡 山 市	<p>◆文化財保護法施行令第5条第4項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模建築物（階数2階以下、地階がない木造または鉄骨、建築面積120㎡以下）で、2年以内の期限を限って設置されるものの新築、増築または改築 ・工作物（建築物を除く）の設置もしくは改修（設置日から50年を経過していないものに限る）、または道路の舗装もしくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る） ・史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置または改修 ・電柱、電線、ガス管、水道管、下水道管、その他これらに類する工作物の設置または改修 ・建築物等の除却（建築または設置日から50年を経過していないものに限る） ・木竹の伐採 ・史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取など 	<ul style="list-style-type: none"> ・テント等、イベント等に伴う仮設建築物の設置 ・プレハブ等の事務所、物置、仮設トイレ等、工事に関わる仮設建築物の整備 ・小規模建築に付随する門扉や塀、生垣、鳥獣害対策や安全管理の柵、ベンチ、小規模な観測・測定機器等の工作物の設置 ・50年を経過していない不要な工作物や既存建築物の撤去 ・既存園路の舗装、修繕 ・市道等、既存舗装路の面的な改修（掘削、土地の形状変更を伴わないもの） ・史跡標識、説明板、境界標、囲い柵等、史跡の管理に必要な工作物の設置 ・電気、ガス、上下水道に伴う埋設管の設置や改修 ・電柱および電線の設置や改修 ・側溝、街渠、集水桝、電線共同溝、ハンドホール、散水栓等の設置や改修 ・既存土壌改良済みの植栽箇所および既存生垣等枯損等に伴う補植 ・危険木、枯死木の伐採

③現状変更等の許可が不要な行為

現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を取る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、許可を受けることを要しないとされている(文化財保護法第125条)。

上記に該当する行為については表8-2のとおりである。

表8-2 現状変更等の許可を必要としない行為

根拠法令 行為の内容	具体的な例
<p>◆文化財保護法第125条第1項ただし書き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状変更については維持の措置又は非常災害のため必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。 	
<p>維持の措置</p> <p>◆特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき。 ・史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、毀損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき。 ・史跡の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・石垣や土坡等が部分的に毀損した際の現状復旧 ・園路や便益施設等既存工作物の部分的な破損の現状復旧 ・既存建築物の部分的な破損の現状復旧 ・土砂流出や水たまり等による小規模な不陸箇所への土砂充填 ・毀損箇所への一時的なシート、土のうの設置等 ・枯死した木竹の除去 (保存に影響を及ぼす抜根は除く)
<p>非常災害のための応急措置を執る場合</p> <p>◆文化財保護法第125条第1項ただし書き</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・崩落や浸水を防ぐ土のうや保護具の設置 ・遺構保護のためのシート等の設置 ・立入制限の柵や掲示板の設置 ・倒木、崩落した土砂や石の撤去 ・崩落や落下の危険のある石垣石材等の除去
<p>保存に及ぼす影響が軽微な場合</p> <p>◆文化財保護法第125条第1項ただし書き</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽の日常的な管理行為(除草、下草刈り、樹木剪定、添え木の設置、景観に配慮した枝打ち、倒木や折損木の除去、病害虫防除等。遺構に影響を及ぼす抜根や景観を改変する伐採を除く。) ・既存水路の清掃 ・既存仮設物の移動 ・既存舗装路の部分的な修繕 ・土地の形状変更を伴わない建築物や工作物の修繕 ・打設や土地の形状変更を伴わない一時的な仮設物の設置 ・石垣の修理や調査に伴う支障木の剪定および流失土砂の除去 ・柳澤神社の宗教行為に伴う掘削を伴わない工作物の設置・移動・撤去 ・柳沢文庫の法人活動に伴う掘削を伴わない工作物の設置・移動・撤去 ・個人住宅敷地内での居住者の日常生活に伴う掘削を伴わない工作物の設置・移動・撤去 ・個人住宅敷地内での庭木の手入れや簡易な園芸(史跡の景観に影響しない場合)
<p>〈届出が必要な場合〉</p> <p>◆文化財保護法第127条第1項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官にその旨を届け出なければならない。許可を受ける必要のある場合は、この限りではない。 	

④現状変更等の取扱基準

以上の法令を踏まえて、史跡郡山城跡における現状変更等の取扱基準について、各構成要素における具体的な基準を表 8-3 に示す。

表 8-3 史跡郡山城における現状変更等の取扱基準

	本丸	東部曲輪群	西部曲輪群	内堀・中堀	通路跡
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存・整備のための発掘調査、遺構の保存修理及び表示、史跡に相応しい景観形成のための植栽環境整備、公園管理のための既存施設の更新、保存施設や史跡の公開活用のための施設整備、防災施設の整備、既存建築物や工作物の改修・撤去を除き、原則として現状変更を認めない。 史跡の本質的価値および景観に影響を及ぼす行為は、軽微であるものを除き認めない。軽微なものであるかについては、具体的な行為の内容を勘案して判断する。 				
発掘調査	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存や活用を目的とする場合に限り、必要最低限の範囲に限って認める。 				
遺構の保存整備	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査等の成果に基づく内容とし、国と協議して認める。 石垣の解体修理は必要最低限の範囲に限って認める。 				—
植栽	<ul style="list-style-type: none"> 既存の植栽を維持することを基本とし、新植は原則として認めない。 史跡の本質的価値の保存や来訪者の安全管理のために必要な場合は、伐採や伐根を認める。 樹木の枯死等に伴う補植や、既に整備された生垣や花壇等の植栽帯における枯死に伴う補植や季節による植え替えは、史跡の本質的価値の保存と景観に配慮し、郡山城跡公園基本計画の植栽方針に基づく内容である場合にこれを認める。 				
	<ul style="list-style-type: none"> 史跡整備や都市公園整備による新植や植え替え等を伴う植栽環境の整備は、史跡の本質的価値の保存と景観に配慮し、郡山城跡公園基本計画の植栽方針に基づく内容であることを前提に、国と協議して認める。 				—
地形の改変	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の本質的価値が損なわれていると判断できる場合、形状の復旧を認める。 				
建築物	<ul style="list-style-type: none"> 史跡整備以外による建築物の新築や増築、史跡内での移築は原則として認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡整備や都市公園整備以外による建築物の新築や増築、史跡内での移築は原則として認めない。 			—
	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存管理や活用、都市公園の維持管理に必要な小規模建築物（便益施設等）の新築や改修は、史跡の本質的価値の保存と景観への配慮を前提に、国と協議して認める。 史跡の保存活用に不要な既存建築物の撤去は、史跡の本質的価値の保存への影響が軽微である場合これを認める。 				
	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の本質的価値を保存するために必要な建築物の新築は、内容を国と協議して判断する。 既存建築物の改修や建替えは、同位置・同規模であることと、史跡の本質的価値の保存と景観への配慮を前提に、国と協議して認める。 			<ul style="list-style-type: none"> 調整池の管理に必要な建築物の新築は、内容を国と協議して判断する。 	
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存管理や活用、都市公園の維持管理、来訪者の安全確保に必要な工作物の新設は、史跡の本質的価値の保存と景観への影響が軽微である場合これを認める。 一時的な工作物の設置は、史跡の本質的価値の保存と景観への影響が軽微である場合これを認める。 				

	本丸	東部曲輪群	西部曲輪群	内堀・中堀	通路跡
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 既存工作物（公園施設、堀水管理施設、道路交通の安全管理施設、居住者の日常生活や柳澤神社・柳沢文庫の活動に必要な施設）の同位置・同規模での改修は、史跡の本質的価値の保存と景観への影響が軽微である場合これを認める。 史跡の保存活用や都市公園の維持管理に不要な既存工作物の撤去は、史跡の本質的価値の保存への影響が軽微である場合これを認める。 				
	<ul style="list-style-type: none"> 柳澤神社の宗教活動、柳沢文庫の法人活動、居住者の日常生活に必要な工作物の新設は、史跡の本質的価値の保存と景観への影響が軽微である場合これを認める。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 堀水や下流域の安全管理に必要な工作物の新設は、史跡の本質的価値の保存と景観への影響が軽微である場合これを認める。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通の安全管理に必要な工作物の新設は、史跡の本質的価値の保存と景観への影響が軽微である場合これを認める。 	
地下埋設物	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存管理や都市公園の維持管理、公共・公益上必要な地下埋設物の新設は、史跡の本質的価値の保存への影響が軽微である場合これを認める。 既存の地下埋設物の改修または撤去は、史跡の本質的価値の保存への影響が軽微である場合これを認める。 				
通路・階段	<ul style="list-style-type: none"> 通路や階段の新設は原則として認めない。ただし、史跡や都市公園の管理上必要な場合は内容を国と協議して判断する。 既存の通路や階段、市道、園路の改修は、史跡の本質的価値の保存と景観への影響が軽微である場合これを認める。 				
	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存活用または都市公園の利用に必要な園路とそれに付随する階段やスロープの新設は、史跡の本質的価値の保存と景観への配慮を前提に、国と協議して認める。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 道路の拡幅は原則として認めない。公益上必要な場合は、国と協議して判断する。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 史跡に関わりがない既存の石碑や祠は、撤去を認めるが、史跡内での移設は認めない。 				
	<ul style="list-style-type: none"> 指定建造物や近代建築の本質的価値を保存活用するために必要な行為は、史跡の本質的価値の保存と景観への配慮を前提に、内容を勘案して判断する。これらの史跡内での移築は原則として認めないが、史跡の本質的価値を保存する上で必要な場合は国と協議して検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 旧学校施設や遊具の更新は原則として認めない。公益上必要な場合は、同位置・同規模での改修を前提に国と協議して判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> 未整備の植生の伐採や伐根は、史跡の本質的価値と景観への影響が軽微である場合これを認める。 	—	

用語の整理

【建替え】 既存の建築物を全部または一部を取り壊した後に、引き続きこれと位置・用途・構造・規模がほぼ同程度のものを立てること。元の建物と著しく異なる場合は、「新築」または「増築」と捉える。

【修繕】 経年劣化した建築物または工作物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に、同じ材料・形状・寸法のものを用いて原状回復（「復旧」）すること。「修理」も含む。

【改修】 毀損・劣化した建築物や工作物について、原状回復（「復旧」または「修繕」）にとどまらず、機能を向上させるような改造や変更を伴う工事のこと。

⑤現状変更等を許可できない場合

表 8-4 に示すとおり、本計画の基準に反する場合や、史跡の滅失や毀損のおそれがある場合等は、現状変更等を許可できない。

表 8-4 現状変更等を許可できない場合

根拠法令	行為の内容
<p>◆文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまで並びに第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準(平成12年4月28日文部科学大臣裁定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画(保存管理計画)」に定められた保存(保存管理)の基準に反する場合 ・ 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡が著しいものとなるおそれがある場合 ・ 史跡名勝天然記念物の価値を著しく減じるおそれがある場合

第4節 指定地外の構成要素の保存

本計画の対象範囲である郡山城跡の総構え全域は、大和郡山市の中心市街地であり、市庁や公共施設、学校、商店、工場、住宅、公園等、多様な施設が所在している。史跡指定地外はほぼ完全に市街化が進んだ状況だが、城下の町割りや水系、堀に由来する池や地割、土塁の一部、近世以来の社寺といった、郡山城跡の本質的価値を向上する上で重要な要素が、今も多く保存されている。特に町割りは、近世以来ほぼそのままの形状を踏襲しており、郡山城の構造や近世武家社会の構造、さらには近代以降の都市の成立発展の変遷を知る上で貴重である。さらに一帯の地下には、郡山城を理解する上で重要な地下遺構が、今も多く保存されている。

こうした町割りや水系については、今後も引き続き保存を図る。地下遺構については、開発に応じて積極的に発掘調査を実施し、重要な遺構を発見した場合は保存策を講じ、史跡の追加指定や公有化等を検討する。出土遺物は、出土地が指定地であるかどうかに関わらず、適切に整理し、保管・保存して活用を図る。

また、社寺や町家、古文書など、郡山城に関連する各種の文化財についても調査を推進し、収集や保管、文化財指定といった保存措置を講じて、史跡地と連動した活用を図る。



郡山八幡神社境内に保存されている土塁

第9章 活用

第1節 活用の方向性

郡山城跡は、地域のシンボルとして市民に広く親しまれ、都市公園としても整備が進んでいる憩いの場でもあり、既に多様な用途に活用されている。こうした既存の活用を継続し、さらに発展させることで、史跡を地域活性化の中核とする。

史跡が有する本質的価値をさらに磨き上げ、その価値を発信し共有することでシビックプライドを醸成して、活用を促す。また、史跡の本質的価値を確実に保存しながら、都市公園としての憩いの場、レクリエーションの場、交流の場としての活用も促進する。

史跡の来訪者が、史跡の本質的価値そのものである石垣や堀等の遺構を間近で体感する活用を促進して、価値をより深く理解し、史跡に親しみ、史跡の歴史を学んで追体験する。

史跡と総構え全域が連動した包括的な活用により、地域の賑わいを創出する。

第2節 活用の方法

郡山城跡の活用の方法について、歴史遺産としての活用、教育における活用、まちづくりにおける活用に区分し、具体的な方法を示す。

(1) 歴史遺産としての活用

①公開や情報発信による活用の促進

市のシンボルとしての意識をさらに深め、愛着を持って親しまれるよう、史跡の本質的価値の向上を図りながら積極的に公開・発信することで、活用を促進する。

- ・追加指定や公有化を進めて、史跡の本質的価値を体感・共有できる公開範囲を拡大する。また、指定地内の左京堀や玄武曲輪、緑曲輪等の未整備地の整備を進めて、本質的価値の理解を促進する。
- ・発掘調査や石垣調査を実施する際は、調査中の現地を積極的に公開する。調査後は報告書を遅滞なく刊行して、価値の共有と活用を促進する。
- ・史跡地内の曲輪や遺構の解説板や、史跡地内外の誘導サインを充実化して、来訪者へ価値を確実に発信するとともに、価値を幅広い層に浸透させて、史跡の価値に基づく活用に結びつける。
- ・奈良盆地や南都を一望できる環境や交通の要衝として好立地であることを積極的に発信して、史跡の魅力を高めて活用を促進する。
- ・各種の文化財調査において、動画や三次元データ等の先端技術を取り入れた多種多様な資料を作成し、CGやAR、VR等の素材として活用することで、史跡の本質的価値を幅広く効果的に発信する。
- ・ガイダンス機能について、アプリケーションや多言語化等、多様な手法を用いて強化し、活用の可能性を広げる。
- ・出土資料を公開する機会や環境を整えて、来訪者の理解を深めて魅力の向上に結びつける。
- ・史跡や周囲の総構え、関連する文化財について、目的や対象年齢に応じたリーフレットを作成して、幅広い層に情報を発信する。史跡内外の各所にリーフレットの配布場所を設ける等、情報発信の拠点を拡大して、より多くの層に活用の機会を促す。

- ・ボランティアガイド等の市民が実施する史跡の啓発活動をバックアップして、活用の促進を図る。



既刊のリーフレット



ボランティアガイドの活動

②イベント等による活用の促進

市街地の中心に位置する立地や空間の広さ、史跡の魅力を活かしてイベント会場としての活用を促進し、地域内外の多く人々の交流・賑わいの拠点とする。

- ・お城まつりや親子まつり等、年間を通じて開催している既存のイベントを継続し、賑わいの拠点としての活用を促進する。
- ・朝市のような定期的な開催できるイベントを促進し、利用を促す。
- ・史跡の本質的価値や景観を守った上で、幅広くイベント等での利用を促す。



お城まつり



親子まつり



盆梅展

③魅力的な環境形成による活用の促進

史跡の本質的価値を磨き上げ、その魅力を漏れなく伝え共有することで活用を促す。

- ・史跡や都市公園としての落ち着いた環境を整備し維持管理することで、継続的に史跡の魅力の向上を図り活用に結びつける。
- ・植栽や堀水の環境美化に努めて史跡の魅力の向上を図り、来訪者が気持ち良く史跡の価値を体感できる環境を整えて活用を促進する。
- ・史跡の本質的価値に影響のない範囲でバリアフリーを検討する。ハード面で補えない部分はソフト面でサポートする等、多様なニーズに応じて多くの来訪者を誘引する。
- ・周辺の歴史遺産とスムーズに連絡できるようにマップやサインを充実化し、歴史遺産同士の周遊性を高めることで史跡の活用促進に結びつける。



市内の文化財マップ



天守台の登城サポート

④連携強化による活用の促進

史跡に関わる機関や団体との連携を強化し、魅力向上を図りながら活用の機会を拡げる。

- ・柳沢文庫や研究機関・団体と連携して展覧会や講座等を積極的に開催し、情報発信や利用の促進に結びつける。
- ・観光ボランティアガイドや石垣の語り部といった、市民ガイドグループの人材育成に努めて、継続的なガイド活動に向けてバックアップする。
- ・姉妹都市や城郭に関連する自治体との連携を強化し、城や歴史をテーマとするイベントや講座等を催して郡山城の魅力を市内外に発信して活用を促進する。

(2) 教育における活用

①学校教育における活用

郡山城は現在の和歌山市中心部の基盤であり、地域の誇りでもある。史跡が有する本質的価値を幅広い年齢層が理解するために学校教育で活用し、郷土への愛着を深めながら、失われつつある技術や感性を学習する素材とする。こうした取り組みを通じて、将来の郷土を担う人材の育成にも貢献する。史跡の活用を教育現場に積極的に働きかけて、学習機会の拡大を図る。

- ・小学3・4年生の社会科副読本「わたしたちの大和郡山市」での郡山城跡の学習を継続・強化し、郷土への誇りの醸成を促進する。
- ・低学年や未就学児童の頃から校内外活動の場として利用を促し、史跡に親しみを感じてもらう。
- ・調査で得たデジタルデータを学習素材とし、タブレット学習等での利用を促す。
- ・現地利用が難しい学校では、出土品を間近で体験できるような出前教室を実施し、郷土学習を深める。
- ・中学や高校でのフィールドワークとしての利用を促し、土木技術の変遷や都市の成立過程等、歴史学習以外にも多様な学習ができる場として、史跡を提供する。



幼稚園の現地学習



高校生の現地学習

②生涯学習における活用

学校教育にとどまらず、市民の生涯学習の場として活用する。社会の高齢化に伴い、充実した郷土学習の機会への社会的需要が高まっていることから、史跡や関連する歴史遺産を郷土の歴史を体感できる学習素材として活用を促す。

- ・歴史講座「こおりやま歴史フォーラム」を継続し、史跡をテーマとして積極的に活用する。
- ・福祉事業所が実施している市民向け講座等での講師派遣を継続し、史跡の魅力を幅広い層に発信する。
- ・社会教育団体や婦人団体、青年団体に活動の場として史跡の利用を継続するよう促すとともに、史跡の歴史的な価値を体感してもらうよう啓発にも務める。

- ・座学や現地講義を継続しながら、SNS や動画、アプリケーション等を用いた多様なコンテンツによる学習素材の提供に努め、市内外の幅広い層の生涯学習に供する。
- ・工芸品展や写真撮影会、写生会といった文化活動の場としての利用をさらに促進する。
- ・史跡指定地やその付近に出土資料や関連文化財を学べる環境を整え、現地での体験と連動する学びの場を形成して、学習を深化する。



歴史フォーラムの開催



発掘調査の現地説明会



現代工芸品展の開催
(ちんゆいそだてぐさ)

(3) まちづくりにおける活用

①地域の賑わいの場

郡山城跡は活気ある市街地の中心に位置し、地域の賑わいの中核として、これまでも様々に利活用されてきた。地域の愛着を一層深め、史跡の本質的価値の正しい理解に基づきながら、賑わいの場としての利活用をさらに発展的に継続する。

- ・史跡指定地内の公開範囲の維持管理と魅力向上に努めながら、従来開催してきたイベントを継続し、地域の賑わいの拠点としての役割を発展させる。
- ・史跡の本質的価値と景観の保護を前提として史跡指定地内の施設の維持・改修や植栽の管理を行い、散策やくつろぎ、子どもの遊び場など、市民の憩いの場として引き続き活用する。
- ・城下町地区の空き家となった町家の利活用を促進し、城下町の特性を活かした民間事業の掘り起こしを継続し発展させる。
- ・箱本館「紺屋」や町家物語館（旧川本邸）といった総構え内に所在し、城下町とゆかりが深い施設の運営を継続する。
- ・城郭に由来する「外堀緑地」や「三の丸緑地」といった都市公園の維持管理と利活用を継続し、地域住民が親しむイベントを促進して賑わいの場として活用する。
- ・城下町の歴史遺産について、官民が連携して活用や価値の磨き上げを継続する。



外堀緑地のにぎわい

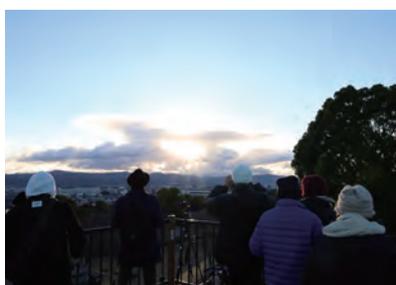
②観光交流の場

郡山城跡の魅力を積極的に発信し、交通アクセスの利便性を十分に活かしながら、他地域からの来訪者の増加を図る。史跡地と城下町との相互連携を促進して、魅力ある観光交流の場として活用する。

- ・歴史を体感できる場として史跡を整備し、情報を積極的に発信して来訪者の増加を目指す。
- ・史跡内の動線を整備し、サインや解説のデザインを統一して来訪者の利便性を高める。動線は城郭本来の動線を有効的に活用する内容とし、史跡の価値や景観への配慮を前提として可能な範囲でユニバーサルデザインに配慮して、幅広い利用を促す。
- ・史跡の解説の充実を図るとともに、多言語化や Wi-Fi 環境の整備等を進めて、多様な来訪者に配慮する。
- ・本質的価値を顕在化し、史跡の価値を直感的に感じられるような整備を進める。
- ・観光以外の目的で近くを訪れる人にも郡山城跡の情報が伝わるように、史跡地外でも情報発信に努める。総構え内にある歴史遺産のサインを充実することで、中心市街地が城跡を基盤としている点を啓発し、史跡への関心を高める。
- ・史跡地内の活用にも有効な既存施設の維持や更新に努めながら、旧奈良県立図書館（城址会館）や再建城郭建築の保存管理に努め、有効に活用する。
- ・城跡の豊かな植栽による季節毎の魅力積極的に発信し、来訪者の増加に結びつける。
- ・観光ボランティアガイドや石垣の語り部といった市民ガイドが継続的に活動できるように、講座や情報提供を通じてバックアップする。
- ・金婚式や学生の演奏会等の既に実施しているイベントを継続し、交流の場としての活用をさらに促進する。
- ・既に実施している官学連携のプロジェクションマッピングを継続し、遺構の価値を活かした多彩な活用を促進する。
- ・広い敷地を活かした健康増進の取り組みを発信して、日常的な来訪者の増加を図る。
- ・天守台周辺の眺望を活かした初日の出や中秋の名月の鑑賞イベントを継続し、立地の魅力と歴史性を広く発信する。
- ・お城まつりや親子まつり等の集客性が高いイベントを継続し、来訪者の増加を図る。
- ・お城 EXPO のような市外開催の城郭イベントに参加して、史跡の魅力を広く発信する。
- ・サイン、マップやアプリケーションの利用等を通じて、史跡地と周辺の歴史遺産との周遊性を向上し、来訪者の利便性を高めて魅力向上に結びつける。
- ・奈良と斑鳩の世界遺産の中間に位置する立地を活かして、史跡への来訪者の増加を図る。両世界遺産を結ぶ道路に面している左京堀を整備して、史跡の魅力を向上する。



石垣のプロジェクションマッピング



初日の出の鑑賞



若草山の山焼きの鑑賞

撮影：横山 健二

第10章 整備

第1節 整備の方向性

保存管理と活用の基本方針に基づき、史跡の本質的価値の確実な保存とその維持管理、継続的かつ積極的な活用を目的として、来訪者が史跡の価値を正しく理解し、安全快適に利用できる環境を目指して、段階的・計画的に史跡指定地の整備を進める。整備内容は、国・奈良県・所有者と連携しながら、学識経験者等による委員会を設置して指導・助言を仰ぎながら検討する。

史跡指定地の大部分は既に都市公園として整備が進んでいるため、史跡の整備においても、都市公園に求められる機能に配慮する必要がある。そこで、既存の「郡山城跡公園基本計画」との整合を図りながら、史跡と都市公園が調和する魅力的な歴史空間の形成を目指して城跡を整備する。整備を通じて、史跡の魅力を向上し、愛着を深めるとともに、史跡保存の機運も高めることで、史跡の継続的な保存と活用に結びつける。

史跡郡山城跡の整備は、内容が多岐にわたり期間も長期を要することから、本計画に基づいて「史跡郡山城跡整備基本計画」を策定して、計画的に実施する。

①保存のための整備の方向性

指定地内の石垣や土坡の現状を正確に把握し、危険性が高い箇所から優先して、国・奈良県と連携・協議しながら修復整備事業を実施して確実な保存を図る。

史跡の本質的価値の確実な保全のために、指定地内の植栽や水系等の環境を整備する。植栽は、史跡の確実な保全と都市公園としても魅力的な空間を形成するため、第8章第2節（6）で述べた保存管理の方法に準拠して、整備を検討する。水系は、円滑な排水環境の構築と堀水の水質改善を目指す。本質的価値に悪影響を及ぼす植栽や放置された既設の工作物について、適切な方法で計画的に除去することで、良好な環境を整備する。

②活用のための整備の方向性

史跡への来訪者が、史跡内を安全に周遊し、その本質的価値や魅力を正しく理解し、学び、体感できる環境を整備する。城郭本来の構造と安全性に配慮して、動線やサイン類を整備する。ガイダンス機能の向上を図り、VR等の先端技術も積極的に導入することで、来訪者へ史跡の価値を効果的に発信する。調査研究を進めて、遺構表示や地形の復元を検討し、本質的価値を正しく発信して理解を深める整備を検討する。

史跡の保存活用に資する既存の便益施設は、適切に維持管理し、必要に応じて更新する。指定地内に所在する、歴史的建造物や再建城郭建築は適切に維持管理し、ガイダンス機能を補う活用を検討する。史跡の価値に関係ない既存施設は、老朽化等の機会で計画的に撤去して、快適な活用環境を整備する。

第2節 整備の方法

(1) 保存のための整備

①石垣の修理と環境整備

定期的な観察等により毀損やその兆候がある危険度が高い石垣を早期に把握し、順次解体修理を含めた修理を検討する。解体修理は、毀損の状況から他に保護方法が考えられない場合に限り行うこととし、範囲は必要最小限とする。解体修理を実施する際は、事前から解体中まで文化

財調査を十分に行い、修理の内容や行程は『石垣整備の手引き』を遵守する。常に効率的に最大の成果が得られるように技術の研鑽に努め、先端技術も積極的に採用する。

石垣を確実に保全するため、石垣周囲の環境美化にも取り組む。天端石や石垣裾に近接する植栽や、石垣面を覆う土砂とそこから派生する草木等、石垣に悪影響を及ぼすものを適切な方法で除去して整備することで、石垣を確実に保存する。

現在最も危険度が高い石垣は、本丸の竹林門櫓台石垣である。平成25年に変状の進行が認められ、ネットを設置して緊急養生した状態にある。その後、ネットをしていない面の築石が1石崩落している。この石垣は柳澤神社への主動線に面するため、付近を往来する人も多い。変状が確実に進行していることから、遺構の保存と住民や来訪者の安全を確保するために、早急に修理を検討する必要がある。

本丸の石垣は、南東の渡堤、天守台下の東面石垣と南西腰巻き石垣など、変状が認められる箇所が他の曲輪よりも多い。これらの石垣は、不測の事態に備えて三次元データの計測等を実施して正確な現状を記録化し、必要に応じて修理等の保護の措置を検討する。



ネットによる石垣の保護（竹林門）

②土坡の修理と環境整備

堀の法面を形成する土坡には、経年による土砂流失や変形が認められる箇所が存在する。近年は大雨等の自然災害が激甚化しており、遺構の変状が進行している。石垣と同様、毀損やその兆候が認められる部分については、測量等の現況調査を実施した上で、安全な状態に復旧整備して、遺構保全と来訪者の安全確保を図る。

左京堀の土坡は、長らく未整備な状態にあり、経年の土砂流失や植栽管理が行き届いていないことにより、保存の危機に瀕している。斜面に生育した樹木には成長限界に達しているものも多く、対策を講じなければ大規模な崩落につながる恐れがある。内堀の法面も同様の傾向にある。近年では、令和3年に左京堀1箇所、令和5年に内堀1箇所・左京堀1箇所、大雨・強風により倒木と法面崩落が生じている。特に保存の危機にある左京堀を優先して整備を検討する。



整備を要する土坡（左京堀）

③既存の整備箇所の維持

本丸の天守台周辺や常盤曲輪の再建城郭建築周辺のように、既に整備が進んでいる箇所は、適切に維持管理を継続する。これら既存の整備箇所にて経年による劣化等が生じた際には、史跡の本質的価値の保存と来訪者の安全に配慮し、迅速に修繕等の対応をする。やむを得ず修理が必要となる場合は、史跡の価値や景観に影響がないよう配慮することを前提として、国・奈良県と調整し、委員会の指導・助言を仰いで、保護の措置を講じる。

特に整備から約半世紀が経過した再建追手門（梅林門）の周辺は、経年による砂利の流出等の不良が生じ始めている。来訪者が多い史跡内の主要な動線であり、自然災害の激甚化の影響も考慮して、不良箇所が拡大する前に適切な保護の措置を検討する。



砂利が流出する斜路（再建追手門）

④植栽環境の整備

史跡指定地は、都市公園整備等により既に植栽環境が整備されている部分が多い。これまでの公園利用で積極的に植樹が行われてきたが、石垣に近接する位置や法面への植樹も多く、遺構の保存に影響を及ぼしている。樹木間に適切な距離がないため、良好な空間形成や樹勢の管理に支障となっている場合も多い。また、左京堀の土坡のように管理が行き届かずに雑草木が密生し、遺構の保存や価値の共有に問題が生じている箇所も多い。このような状態は、都市公園の植栽環境としても問題である。

本計画に基づき、文化財と公園の部局で連携して新たに植栽管理方針を策定して、史跡と都市公園が調和する植栽環境を整備する。

⑤水系の整備

指定地内には、廃城後の土地利用によって本来の水系が改変されている箇所があり、適切な排水や水質の維持管理に課題が生じている。適切な排水環境は、石垣や土坡の保全の前提となるため、これに向けて整備する必要がある。堀水は、浚渫を適切に行っていないため、水質が劣化し、遺構の変状を招くおそれがある。

指定地全体の水系について、総構えや下流域も含めて現状の整理と城郭機能時の調査を行い、排水不良箇所や水質の改善に向けて整備や浚渫の方法を検討する。

(2) 活用のための整備

①動線の整備

史跡への来訪者が曲輪間を安全快適に周遊できるように、動線を整備する。既存の園路を維持して適切に更新するとともに、動線が分断されている箇所を整備し、利便性を向上する。動線の設定は城郭本来の構造と地下遺構に配慮し、事前に発掘調査や史料調査を行い、調査成果に基づいて計画する。動線設計に当たっては、公園基本計画に示されている動線計画にも配慮し、災害時の安全な避難路も確保する。危険箇所を発見した際には迅速に通行制限を行い、安全を確保した上で復旧や整備に努める。可能な限りにおいてバリアフリーにも配慮する。



図 10-1 史跡指定地内の動線と舗装の仕上げ (S=1/6,000)

②サイン・便益施設等の整備

史跡指定地内には、曲輪や石垣等の遺構に関する解説や、城郭全体と曲輪の位置や曲輪間の誘導に関するサインが不足している。来訪者に史跡の価値や魅力を正しく発信して理解を促すため、サインの充実化を図る。サインは史跡の景観に配慮するとともに、統一的なデザインを心がけ、わかりやすく伝えるために図や写真を効果的に用いる。不足部分は新設し、既設物は順次統一的内容に改めて更新する。また、可能な限りユニバーサルデザインや多言語化に配慮する。史跡指定地外でも重要な遺構や指定地への誘導に関するサイン設置を拡大し、指定地とその周辺、特に城下町のような賑わいの場との連携を向上する。合わせて、リーフレットやアプリケーションを効果的に採用して、価値を広く発信する。

指定地内は敷地が広大であるため、トイレ等の便益施設やベンチ等の休養施設が必要である。トイレは既設の施設を維持し、老朽化や毀損の際には、史跡の本質的価値や景観に配慮することを前提として適切に更新する。便益施設は可能な限りバリアフリーに配慮し、周辺の景観と調和するよう検討する。便益施設等の設置に際しては、動線施設と同様、事前に発掘調査を実施し、遺構の保存措置を講ずる。都市公園としての環境形成にも配慮し、関係部局と緊密に連携してこれらの施設を整備する。

また、公園や調整池施設整備に伴い設置された既存の施設のうち、史跡の保存活用や都市公園等の維持管理に資するもの以外は、更新を迎える時期に史跡外への移設や撤去を検討する。



既設の遺構解説サイン



老朽化したベンチ



史跡と関わりがない親水施設（鰻堀）

③ガイダンス機能の向上

史跡指定地内には、史跡の価値を発信するガイダンス機能が不足している。本来はガイダンスの拠点となる施設を史跡の隣接地に設置するのが望ましいが、現状では難しい。そこで当面は郡山城情報館等の既存の便益施設の活用や、柳沢文庫との連携強化によってガイダンス機能を担う。将来的には、史跡内の転用石材や考古資料に関するガイダンス機能をさらに向上するため、指定地内に所在する既存の文化財建造物や再建城郭建築の活用を検討する。

施設の整備に限らず、史跡指定地外にある箱本館「紺屋」や町家物語館（旧川本家住宅）との連携強化や、ボランティアガイド等市民ガイドのバックアップも合わせて、ガイダンス機能の向上を図る。



旧奈良県立図書館ロビーの展示

④遺構・地形等の復元または表示

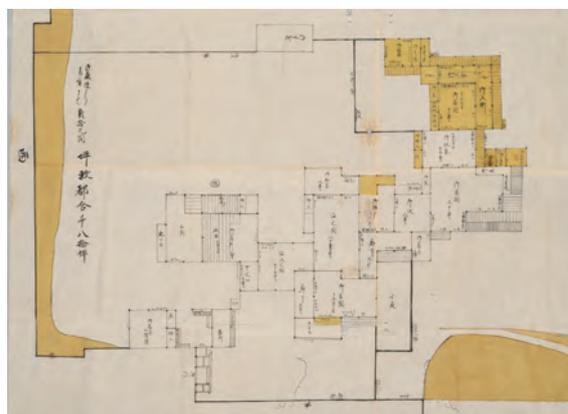
史跡指定地内には、廃城後の利用により地形が改変された箇所がある。こうした部分も当面は現状を維持するが、史跡の本質的価値の向上や正しい情報を発信するため、計画的に本来の形状への復旧を検討する。未整備で史跡の価値が顕在化していない箇所を対象として、事前に発掘調査を実施し、遺構の価値の顕在化と保存を前提として平面表示や復元等の整備を検討する。

松陰堀は、廃城後に北端部が埋められ、土坡も擁壁に改変されているため、本来の形状を伝えるための整備を検討する。緑曲輪は、屋敷の指図があるため、発掘調査や史料調査を進めて復元や遺構表示の整備を検討する。玄武曲輪は、硝煙蔵を記した絵図があり、地表に堀の痕跡も確認できることから、発掘調査や石垣調査を進めて整備を検討する。現在宅地になっている陣甬曲輪は、機会に応じて公有化を進め、城内への主要動線を担う曲輪として相応しい環境を整備する。

既に一定の整備が完了した部分においても、既存施設の更新の機会に城郭本来の構造に基づいた再整備を検討する。本丸の白沢門周辺や、常盤曲輪と毘沙門曲輪が接する部分、常盤曲輪と厩が接する部分等、城郭の構造を理解する上で重要な曲輪の結節部分に改変されている部分が多いことから、機会に応じて復旧等の整備を検討する。



松陰堀の現状



緑曲輪の屋敷図

⑤文化財建造物・再建城郭建築の維持と活用

奈良県指定文化財である旧奈良県立図書館（城址会館）は、経年変化により保存の危機に瀕していることから、これを修理して公開活用することを検討する。その際は郡山城跡のガイダンス機能の付与についても検討する。また、再建城郭建築は、適切に維持管理し、史跡の啓発やイベント等での積極的な活用を検討する。



軒先を補強している旧奈良県立図書館

⑥環境の整備

指定地内の既存の建築物や工作物のうち、史跡の保存活用に関わらないものは、順次史跡外への移設や撤去を検討する。指定地内の旧学校施設は、耐用年限を迎える際に、更新せずに撤去を検討する。史跡と関わりがない句碑等の石碑類についても、計画的に史跡外への移設や撤去を行う。使用されずに放置された公園施設についても同様とする。危険木等の史跡の保存や来訪者の安全を脅かす植栽についても、発見次第速やかに措置を講じて、安全な環境を維持する。撤去や史跡外への移設にあたっては、史跡の本質的価値の保存に影響しない方法で実施する。

(3) 整備の実施期間

史跡郡山城跡の整備は多岐に渡ることから、本計画の策定後直ちに取り組むべき短期的な整備と、中・長期的に取り組むべき整備に区分する。

短期的な整備は保存の危機に瀕し緊急性が高い遺構の修理や、スポット的なサインの整備が該当する。特に、令和8年に放送する大河ドラマの主人公が豊臣秀長に決まったことから、令和8年には城跡への来訪者数が激増することが確実である。サインの充実化や安全な動線の整備といった、活用のために最低限必要な整備については、放送開始前までに早急に取り組まなければならない。

史跡の本質的価値の向上と顕在化に向けた未整備地の整備や植栽等の環境整備については、緊急性が高い整備が完了した後に中・長期的に取り組む。

上記の整備は長期間にわたるため、本計画の策定後、直ちに「史跡郡山城跡整備基本計画」を策定して計画的に取り組む。短期的な整備は本計画の計画期間前半にあたる令和7年度から令和11年度に、中・長期的な整備は計画期間後半の令和12年度以降、または本計画の計画期間以降に取り組む。個別の整備についての具体的な実施期間は、第12章で整理する。

第11章 運営・体制の整備

第1節 運営・体制の整備の方向性

史跡郡山城跡を適切に保存し、継続的に維持管理して将来に継承するため、史跡管理団体である大和郡山市が中心的な役割を担い、本計画を実行するための運営・体制を整備する。保存活用の施策を持続的かつ効果的に実行するため、市内部の関連部局との連携を強化し、施策の実施体制を整備する。市と柳沢文庫をはじめとする史跡の所有者や管理者との連携を深め、継続的に史跡の保存管理に取り組む運営・体制の構築を目指す。

保存活用の施策は、市が中心となり、国や奈良県と緊密に連携し、学識経験者による委員会を設置して指導體制を整え、円滑に実施する。

保存活用事業に係わり市民との協働や人材育成を推進し、史跡への誇りを深めることでシビックプライドを醸成して、継続的な史跡保存活用の運営・体制の構築を目指す。

第2節 運営・体制の整備の方法

(1) 大和郡山市の体制整備

史跡指定地の保存管理においては、史跡の管理団体である大和郡山市が中心的な役割を担う。大和郡山市は、所有者や関係機関との連携における中核となり、保存管理に取り組まなければならない。そのため、市は事業の円滑な推進に必要な機構の整備や人員配置、予算の確保に努める必要がある。史跡の保存事業は市の文化財担当課が主体となるが、事業を円滑に実行するには、文化財の専門技術職と事務執行の職員とをバランスよく配置する必要がある。整備事業の推進には、土木技術職の協力が必要不可欠であり、都市公園の整備担当課との緊密な連携体制を構築しなければならない。また、管理は公園管理担当課との、活用は地域振興や観光、教育、スポーツ等の関係部局との連携が重要となる。郡山城跡が有する多様な価値を十分に活かすために、本計画に基づき、市が一体となって史跡の保存活用に取り組む体制の構築を目指す。

(2) 委員会等による指導體制の継続

本計画に基づく保存活用事業の実施には、学識経験者で構成する委員会からの指導・助言が不可欠である。本計画の策定後、直ちに史跡郡山城跡保存活用計画策定委員会を発展して史跡郡山城跡調査整備検討委員会を設置し、学識経験者等による指導體制を継続して事業の円滑な推進に努める。また、事業の性格に応じて、石垣整備、植栽環境整備等の専門部会を設けて、効果的に事業を実施するための運営・体制の整備を図る。

常盤曲輪に所在する旧奈良県立図書館（城址会館）については、現在設置している城址会館保存活用検討委員会による調査や整備活用方針の検討を継続し、史跡と連動する効果的な活用を目指す。



有識者委員会による指導（天守台）

(3) 関係機関との連携の強化

長らく史跡の保存管理を担っている柳沢文庫とは、さらに連携を強化して、史跡の確実な保全とさらなる活用に取り組む。調査研究の面でも連携し、市は考古資料を、柳沢文庫は文献史料を中心に、相互の得意分野を磨き上げながら補完することで、本質的価値の向上に努める。

文化庁、奈良県文化財課とは、史跡の維持管理や保存整備の各種事業等、あらゆる面で連携し、指導・助言を仰ぎながら円滑に事業を推進する。また、奈良県立橿原考古学研究所とは、遺構や遺物の情報共有、調査の技術交流等、緊密に連携して本質的価値の向上に結びつける。

また、城郭が所在する他市町村との連携を強め、情報共有や意見交換を円滑に行うことで、相互的に史跡の保存活用事業の精度向上や価値の磨き上げにつなげる。こうした連携の深化により、互いの地域の活性化にも貢献する。

(4) 市民との協働と人材育成の推進

史跡の保存活用を継続するためには、所有者や史跡に関わる市民あるいは市民団体との協働が不可欠である。

指定地の所有者や管理者とは、引き続き連絡を密に取り、保存活用の理念や方法を共有することで、史跡の保全に取り組む。

史跡の魅力を広く発信して、史跡への愛着を深めることも重要である。多くの市民が史跡を市のシンボルとして誇りに思い、継続的に保存することの意義を共有することで、保存活用の取り組みへの参加を促し、官民一体での史跡の保存活用に結びつける。調査成果の報告会や、講座の開催、リーフレットの配布等を通じて、史跡への関心を高めて、シビックプライドを醸成しながら史跡の保存事業への参加を促す。こうした情報は、インターネット等を利用して市外にも広く発信して、市外からの史跡への関心を高めて、史跡のファンを誘引して関係人口増加にも結びつける。また、ボランティアガイドや桜保存会、賑わいづくりに関わる市民団体の活動をバックアップし、ガイド養成講座や各種団体への啓発講座を実施して、史跡の保存活用の担い手を育成し、保存活用事業を官民協働で行う機運を高める。

大学や学術研究会等との連携も郡山城跡の調査研究の深化には不可欠である。大学の授業や研究会のフィールドとして史跡を提供することや、共同研究を実施することで、郡山城跡の調査研究を推進して保存活用事業への参加を促す。また、石垣を修理する際は、石積み技能者の技術研鑽の研修場としての活用を促すことで、城郭遺構の保存技術の共有や向上に結びつける。



ボランティアガイドへの発掘現場解説

第12章 施策の実施計画の策定・実施

史跡郡山城跡の保存活用において実施すべき事業は多岐にわたる。第7～11章で示した調査研究、保存管理、活用、整備、運営・体制の方向性や方法を実行性の高いものとするため、短期的な施策と中・長期的な施策、継続的な施策に区分して実施する。

本計画では施策の方向性を示し、事業の具体的な方法は、本計画に基づき「史跡郡山城跡整備基本計画」を策定して示すものとする。すべての施策において、事業計画の妥当性や技術的な検討、成果の検証等は、国や奈良県と、本計画策定後に設置する史跡郡山城跡調査整備検討委員会の指導・助言を得て実施する。

第1節 施策の計画期間

本計画では計画期間は10年として実施計画を提示するが、調査の状況や社会的情勢に応じて、必要と判断される場合には、スケジュールの見直しを行う。

(1) 短期的な施策

調査研究は、今後の史跡の保存活用や整備の基礎資料となる、既往の調査研究の整理と公開に取り組む。報告書が刊行されていない過去の調査を順次整理して刊行する。石垣の現況についての詳細な記録作成は、特に重要な石垣である本丸の石垣から着手する。関連文化財の調査は、市が所蔵する郡山藩家老格に関する豊田家資料の目録作成に着手する。

保存管理については、「史跡郡山城跡整備基本計画」を早期に作成し、石垣と土坡で修理が必要な箇所を検討して、緊急性が高い部分から優先して修理事業に着手する。二ノ丸や総構え関連遺構等の追加指定は、機会をみながら早期に取り組む。必要となる場合は発掘調査を実施し、保存状態を確認して適切な範囲を定めて、追加指定に取り組む。指定地内の堀や住宅地等の民有地については、機会をみて公有化を進める。史跡と都市公園の調和がとれた植栽環境の形成を目指し、公園主管課と連携して植栽管理方針を策定する。関連文化財では、既に着手している旧奈良県立図書館（城址会館）の修理公開に向けた検討を、引き続き進める。

活用については、第9章で提示した項目について、積極的に推進する。調査研究の推進で磨き上げた価値を積極的に取り入れ、優れた歴史遺産として、郷土教育の中核として、憩いの場、賑わい交流の拠点として、観光資源として、積極的な活用を促す。

保存のための整備は、緊急性が高い遺構の保存に向けた施策を優先する。既に変状や毀損を確認している竹林門櫓台石垣の修理を優先的に実施する。経年の劣化により保存と安全の危機にある再建追手門（梅林門）の斜路については、過去の整備とその後の利用による地下遺構の保存状態を確認した上で、大河ドラマ効果で来訪者が激増するまでに早急に整備する。石垣に悪影響を及ぼす土砂等の除去は、石垣の詳細調査とともに実施する。

活用のための整備は、史跡指定地内のサイン等の充実化を実施する。特に遺構や曲輪の解説が全くない部分から優先的に実施し、史跡の理解促進と周遊性の向上に努める。最低限必要となるサインの設置は、大河ドラマ効果で来訪者が激増するまでに実施する。既設のサインは、更新の時期に、順次統一的なデザインに改める。動線や便益施設は、公園整備事業と連携して整備する。園路は史跡本来の構造や景観に配慮し、便益施設も必要性を十分に検討して整備する。公園基本計画でエントランスゾーンに位置づけている蓮堀の修景や、歴史文化体験ゾーンの周遊性確保については、本計画に基づいて公園整備担当課と整備内容を十分に調整して、順次着手する。

(2) 中・長期的な施策

調査研究は、既往の調査の報告書未刊行分の整理と公開、及び石垣の調査を継続する。豊田家資料の調査は、近世史料の目録作成後に近代史料の整理に移行し、郡山城跡の歴史的重層性の解明に努める。史跡指定地内の水系調査に着手し、長期的には総構えに調査範囲を拡大して水系整備の基礎資料作成を目指す。中期計画期間までの整備の進捗や状況を踏まえて、長期的には玄武曲輪や常盤曲輪等の未整備箇所の史跡整備に向けた発掘調査や、城郭の造成状況を把握するための地盤調査を検討する。また、瓦の調査等、大学と連携する学際的な調査についても中期計画期間のうちに着手を検討する。

保存管理については、追加指定や公有化を継続し、修理を検討した石垣についてモニタリングを実施して経過観察を行う。また、植栽管理方針に基づき、樹勢の管理を徹底し、必要に応じて整備を検討する。

活用については、短期計画期間に実施した施策の継続と磨き上げを行う。

保存のための整備は、遺構の形状が損なわれた状態にある左京堀の整備を実施する。長期的には、植栽管理方針に基づいて遺構保護を目的とした植栽環境整備や、水系調査に基づいて水質保全や排水系の整備を行う。旧奈良県立図書館（城址会館）は、保存活用計画を策定して修理事業を実施する。

活用のための整備は、中期は引き続き園路や便益施設の設置・更新を、公園整備主管課と連携して実施する。長期的には緑曲輪や松陰堀の整備を検討する。また、史跡指定地外の総構え等の関連遺構に関するサインの設置を、長期計画期間に検討する。ガイダンス機能の強化については、旧奈良県立図書館（城址会館）の整備や、既存施設の更新の機会に具体的に検討する。

(3) 継続的に実施する施策

史跡の本質的価値の保存と活用のために、計画期間に関わらず継続的に実施すべき施策をあげ、これらの成果を、史跡の保存と活用の施策に常に反映し、計画あるいは実施中の施策のバージョンアップを図る。

調査研究については、史跡地内外を問わず、発掘調査を継続的に実施し、地下遺構の保存状態を確認して史跡の価値の向上に努める。指定地内では遺構を確実に保存し、指定地外では重要な遺構を発見した場合、追加指定等の保存措置を講じる。古文書、建造物、美術工芸品といった関連文化財については、常に情報収集に努め、基礎調査を実施して価値を明確にする。

保存管理については、日常的な観察や維持管理を継続し、史跡の本質的価値の確実な保存に努める。対象は石垣や土坡、曲輪、堀、地下遺構をはじめ、指定地内の植栽、堀の水、再建城郭建築や近代建築等、多岐にわたる。こうした保存管理は、所有者や管理者、関連機関と密に連携して取り組む。

保存のための整備は、石垣や土坡等の遺構が毀損または変状した際に、直ちに対応を検討し、保護措置を講じるものとする。活用のための整備は既存施設の維持管理を適切に行い、必要に応じて改修や修繕を行う。史跡に関係がない建築物や工作物は、現状を維持管理しながら、更新を迎える時期に史跡外への移設や撤去を行い、史跡や都市公園としての魅力の向上を図る。

第2節 計画遂行に向けての課題

史跡郡山城跡の保存活用事業は、内容が多岐にわたり、相当な期間を要する。また、施策の実施には、多額の事業費が必要となる。事業の計画においては、国や奈良県と緊密に連携を図り、効率の良い事業計画を練り、予算を確保しなければならない。市で実施する他の施策とも調整し、継続的な事業の実施に努める必要がある。維持管理についても多額の費用が必要であるため、史跡の魅力積極的に発信して共有を図ることで、民間の協力を得るなど、継続的に取り組む体制を構築する必要がある。さらに、施策を実行する上では、市の文化財担当の適切な機構の整備や人員配置も必要である。現在は開発に伴う各種調査と調整や文化財保護事業といった市内文化財に関する基本的業務と史跡郡山城跡の関連事業を進める一方で、旧奈良県立図書館の保存活用、美術工芸品の悉皆調査、指定文化財推進に向けた各種文化財調査、市所有古文書の目録作成等、多くの長期にわたる事業を並行して実施している。業務全般が増加傾向にあり、これに対応できる体制の整備は、史跡の保存活用事業を円滑に推進するためには大きな課題である。

本計画は長期にわたる計画であり、適切な期間で計画を見直し、価値の向上や先端技術の発展を反映しながら計画を更新しなければならない。絶えず計画の実行性を点検し、それを改善して更新する循環を生むための適切なチェック機能を構築して、継続的な保存活用につなげる必要がある。

表 12-1 実施すべき施策

	短期的に着手する施策	中・長期的な施策	継続的に実施する施策
調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既往の調査成果の公開 ・ 城内石垣全体の詳細調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学・博物館・研究機関等と連携した郡山城跡の学際的な調査 ・ 総構え内の本来の排水系および遺構の調査 ・ 史跡整備を目的とした計画的な発掘調査 ・ 史跡地内の地盤調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発掘調査による地下遺構の保存状態の確認 ・ 城郭建築に関する資料の収集 ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地(総構え内)の発掘調査 ・ 史料、社寺関連資料、町家など関連文化財の調査
保存管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二ノ丸、総構え関連遺構の追加指定 ・ 堀、住宅地の公有化 ・ 整備基本計画の策定 ・ 石垣の修理検討 ・ 近代建築や再建城郭建築の保存方法の検討 ・ 植栽管理方針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石垣の安全管理(モニタリング)の高度化 ・ 樹勢管理 ・ 発掘調査検出遺構の保存 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡内の日常管理の徹底(日常的な毀損の把握) ・ 植栽の日常的な維持管理(草刈り等) ・ 出土資料や歴史資料の適切な管理 ・ 再建城郭建築や近代建築の管理、防犯・防火対策 ・ 現状変更への対応 ・ 堀などの水質管理
活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史資産としての活用の推進(調査成果の発信、遺構の公開、ガイドの育成) ・ 学校教育・生涯学習における活用の推進(歴史体験、歴史クラブ、交流事業) ・ まちづくりにおける活用の推進(城下町との連携、イベントの開催、観光の核、映えスポットの発信) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期的施策の磨き上げと継続 	
保存のための整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険石垣の修理(竹林門周辺) ・ 石垣の環境整備(土砂・草木の除去) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土坡の整備(形状が損なわれている左京堀) ・ 遺構保護のための植栽環境整備 ・ 遺構保護のための排水系整備 ・ 堀の水質保全のための整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石垣や土坡など、本質的価値の構成要素の保存整備の継続 ・ 植栽環境管理施策の磨き上げ ・ 再建城郭建築、近代建築の維持の継続

<p>活用のための整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡内の曲輪や遺構に関する解説板、誘導サインの設置、更新、充実 ・ 来訪者の便益施設の更新(トイレ、園路、ベンチ) ・ 史跡になじまない施設や工作物の撤去 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 城郭建築の復元(緑曲輪、厩など) ・ 遺構の整備(地下遺構の表示、復元など) ・ 堀の復元(松陰堀) ・ 環境整備(危険木の処置、安全施設の更新) ・ 総構え関連施設の遺構表示、解説板設置 ・ ガイダンス機能の向上(出土資料) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 便益設備の維持、更新 ・ 来訪者の安全な動線の確保(園路、バリアフリー検討を含む) ・ 来訪者駐車場を史跡範囲外で確保する
-----------------	---	--	---

表 12-2 施策のスケジュール

項目	短期					中期						長期	備考
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	(第2期以降)		
調査研究	既往の調査成果の公開	本丸		極楽橋									報告書を順次刊行する
	城内石垣の詳細調査		本丸石垣(5年)				鉄門・西門・常盤曲輪(5年)						古い年代の石垣から順次
	史料の収集と調査		豊田家資料調査				豊田家資料調査2期						市内歴史的公文書調査事業
	城郭の水系調査									史跡地内	総構え		曲輪内、堀や背割水路の現況確認調査 4年程度
	史跡整備に向けた発掘調査												玄武曲輪など
	史跡地内の地盤調査(城郭造成状況の調査)												城郭造成時の盛土範囲などを調査
	大学等と連携した学際的調査									順次			
	発掘調査による遺構の確認	継続											城址会館整備事業に合わせて常盤曲輪の調査必要か 追加指定に向けて三の丸緑地調査必要
	総構え内の発掘調査の継続	継続											
	城郭建築の資料収集	継続											
関連文化財の調査	継続											城内社寺及び関連する文化財 町家建築	
保存管理	整備基本計画の作成	計画											現代地下埋設管の把握を含む
	石垣の修理検討	検討											整備基本計画と並行
	近代建築の保存活用 再建城郭建築の維持	城址会館		修理									城址会館保存活用検討(R6～) 検討後修理事業へ
	史跡・公園における 植栽管理方針の策定				策定								公園部局と連携 保護のための方針を軸に活用における 方針も策定する
	樹勢管理					継続							管理方針を受けて公園部局が主体
	追加指定		順次										二ノ丸、三の丸緑地、総構え関連 条件が整い次第順次
	公有化			順次									五軒屋敷堀、鷺堀、宅地 所有者の状況に応じて順次
	日常管理(毀損把握) 資料の管理、 現状変更対応	継続											文化財部局の通常管理
	植栽の日常管理 (草刈り等)	継続											公園部局、所有者が主体
	再建城郭建築、近代建築 の管理、防犯・防火対策	継続											所有者と連携
堀などの日常的な 水質管理	継続											所有者と連携	

項目	短期					中期					長期 (第2期以降)	備考	
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16			
活用	歴史資産としての 活用の推進	既存の取り組みを維持・発展										観光部局、他自治体と連携	
	学びにおける 活用の推進	既存の取り組みを維持・発展					現地学習の促進					学校、生涯学習部局と連携	
	まちづくりにおける 活用の推進	既存の取り組みを維持・発展										まちづくり、観光部局、他自治体と連携	
保存の ための 整備	危険石垣の修理 (竹林門石垣の解体修理)		測量	発掘	修理	修景							
	石垣の環境整備 (石垣面の草木の除去)		本丸から開始										詳細調査とあわせて実施
	土坡の整備						計画	設計	第1期				左京堀など樹木が密生する部分を優先 (植栽管理の方針策定を受けて)
	遺構保護のための 植栽環境整備												植栽管理の方針を受けて、土坡の整備後 公園部局と連携
	遺構保護のための 排水系整備												水系調査成果を踏まえて 排水不良部分の解消
	堀の水質保全のための 整備												水系調査成果を踏まえて
	石垣、土坡などの 保存整備	緊急時に順次										自然災害や経年劣化に応じて順次 継続的に実施	
活用 のため の 整備	史跡内のサインの設置、 充実	大河に向け早期に										遺構・石垣・曲輪の解説、史跡内外の誘導 多言語化、Wi-Fiなどの設備検討	
	トイレ、園路など 便益施設の更新			順次									公園部局と連携
	不要施設や工作物の 撤去			順次									条件が整い次第着手 公園部局と連携
	史跡活用のための 環境整備												危険木の処置、来訪者の安全設備の 更新など 公園部局が主体
	城郭建築(緑曲輪、厩な ど)の復元												史料調査成果や危険石垣修理が整った後
	遺構の整備 (遺構表示、復元)												調査の進捗に応じて順次
	堀の復元(松陰堀など)												土坡整備完了後、水系調査成果を 踏まえて
	総構え関連遺構の サイン設置												排水系調査を踏まえて計画
郡山 城跡 公園 整備	ガイダンス機能の向上 充実												近代建築・再建城郭建築の保存方法を 踏まえて
	エントランスゾーン(陣 甫曲輪、蓮堀、三の丸 緑地)整備	設計	トイレ、ベンチ										三の丸緑地の整備
	歴史文化体験ゾーン(毘 沙門曲輪、常盤曲輪)整 備	設計	園路、照明など										本計画を踏まえて実施内容を検討
	ふれあい交流ゾーン(麒麟 曲輪)整備						設計	便益施設					旧郡山高校城内学舎体育館の利用に ついて検討

第13章 経過観察

第1節 経過観察の方向性

史跡郡山城跡を確実に保存し、効果的に活用していくためには、史跡の現状および本計画に示した事業の進捗状況を常に正確に把握し、事業の有効性や効果を検証する必要がある。そこで、計画的な史跡の巡視・点検と事業の経過観察を実施し、その上で事業計画の見直しや改善を図り、新たな施策や計画の立案、事業の実施に結びつける。

第2節 経過観察の方法

史跡の状況を把握するため、定期的な巡視・点検を実施する。巡視・点検は年1回を原則とし、豪雨や台風といった災害が発生した際には適宜巡視・点検を行う。史跡の保存に重大な影響がある状況を確認した場合は、直ちに保存のための措置を行い、必要に応じて新たな保存整備事業の立ち上げ、実施へと繋げる。

経過観察は、『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（文化庁文化財部記念物課）の「史跡等・重要文化的景観の自己点検表」に基づき作成した、表13-1に示したチェックシートにより実施する。基本情報や計画策定等の項目を設けて、それぞれ、「できている」、「不十分」、「できていない」の3段階で評価し、本計画に係る施策の実施状況を把握する。経過観察は原則として年1回実施し、それぞれの施策の改善に反映する。ただし、緊急を要するものや不測の事態については、速やかに評価を行い、迅速に必要な対策を講じる。

表13-1 経過観察チェックシート

史跡等の名称		郡山城跡			
管理団体、所有者名		管理団体：大和郡山市 所有者：大和郡山市、公益財団法人郡山城史跡・柳沢文庫保存会ほか			
項目	実施例	取組状況			備考 (現状、目的、成果等を記入)
		できていない	不十分	できている	
(1) 基本情報に関すること	ア) 標識は適正に設置されているか	1	2	3	
	イ) 境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか	1	2	3	
	ウ) 説明板は設置されているか	1	2	3	
(2) 計画策定等に関すること	ア) 保存活用計画に基づいて策定されているか	1	2	3	
	イ) 保存活用計画の見直しは実施されているか	1	2	3	
(3) 保存に関すること	ア) 指定時における本質的価値について十分把握できているか	1	2	3	
	イ) 調査等により史跡等の価値等の再確認はできているか	1	2	3	
	ウ) 報告書等を刊行しているか	1	2	3	
	エ) 石垣の詳細調査を実施しているか	1	2	3	
	オ) 未指定地の追加指定を進めているか	1	2	3	
	カ) 民有地の公有化を進めているか	1	2	3	
	キ) 近代建築等の保存管理方法を決定したか	1	2	3	
	ク) 専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
	ケ) 史跡等の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか	1	2	3	
	コ) 災害対策は十分にされているか	1	2	3	
サ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3		

(4) 管理に関する こと	ア) 日常的な管理はされているか	1	2	3	
	イ) 石垣は適切に管理されているか	1	2	3	
	ウ) 植栽管理方針は策定されているか	1	2	3	
	エ) 堀水の水質改善が図られているか	1	2	3	
	オ) 史跡等周辺の環境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか	1	2	3	
	カ) 植栽管理方針に基づいて管理されているか				
	キ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(5) 公開、活用に関する こと	ア) 公開が適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
	ウ) 市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	エ) まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか	1	2	3	
	オ) 文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
	カ) 体験学習等は計画的に実施しているか	1	2	3	
	キ) パンフレット等は活用されているか	1	2	3	
	ク) 外国人向けの対応はなされているか	1	2	3	
	ケ) ガイダンス等の施設は十分に活用されているか	1	2	3	
(6) 整備に関する こと	ア) 整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	ウ) 遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	エ) 修復において、伝統技術を十分尊重して実行できたか	1	2	3	
	オ) 整備後に修復の状況を管理しているか	1	2	3	
	カ) 復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか	1	2	3	
	キ) 活用を意識した整備が行われているか	1	2	3	
	ク) 史跡になじまない工作物等の撤去を進めているか	1	2	3	
	ケ) 多言語に対応した整備が行われているか	1	2	3	
	コ) 整備において目指すべき環境等の姿を実現できたか	1	2	3	
	サ) 整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	シ) 整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	
	(7) 運営・体制・ 連携に関する こと	ア) 運営については適切に行われているか	1	2	3
イ) 体制については十分であるか		1	2	3	
ウ) 他部署との連携については十分であるか		1	2	3	
エ) 地域やボランティアガイドをはじめとする団体との連携については十分であるか		1	2	3	
(8) 予算に関する こと	ア) 予算確保のための取組はあるか	1	2	3	